

群馬大学医学部附属病院研修登録医受入規程

平成16. 4. 1 制 定
改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1
平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
平成30. 4. 1 令和元.10. 1
令和 2.10. 6

(趣 旨)

第1条 この規程は、医師及び歯科医師の生涯学習に資するとともに、大学附属病院と地域の診療所、病院等との連携を促進し、地域医療の発展に寄与することを目的として、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における研修登録医の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「研修登録医」とは、第4条の規定による許可を受け、本院において医療に関する研修を行う者をいう。

2 研修登録医となることのできる者は、医師免許又は歯科医師免許取得後2年以上を経過した者とする。

(申 請)

第3条 研修登録医の許可を受けようとする者は、申請書（別紙様式第1号）に、履歴書（別紙様式第2号）及び所属医師会会長若しくは歯科医師会会長又は所属長の推薦書（別紙様式第3号）を添え、原則として研修開始の日の1月前までに、群馬大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

(許 可)

第4条 病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、本院の診療業務に支障がないと認めるときは、当該診療科長の同意を得て、期間を定めてその受入れを許可することができる。

(登 録)

第5条 病院長は、前条の規定により受入れを許可したときは、研修登録医台帳（別紙様式第4号）に登録し、研修登録医登録証（別紙様式第5号）を交付するものとする。

(指導教員)

第6条 研修登録医の指導教員は、助教以上の教員の中から当該診療科長の推薦に基づき、病院長が定めるものとする。

(受入れ期間)

第7条 研修登録医の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、受入れを許可する日の属する会計年度を超えることはできない。

(受入れ期間の更新)

第8条 研修登録医が受入れ期間の更新を希望するときは、更新申請書（別紙様式第6号）により、原則として研修期間満了の日の1月前までに、病院長に申請するものとする。

2 病院長は、当該診療科長の同意を得て、これを許可することができる。

(研修料)

第9条 研修登録医の研修料は、月額6,600円とする。

(研修料の納入)

第10条 研修登録医として受入れを許可されたときは、研修期間に応じた研修料の全額を、研修開始前までに納入しなければならない。

2 研修料を所定の期日までに納入しない者に対しては、病院長は、研修の許可を取り消すものとする。

3 既納の研修料は、特別の事情があると認めた場合を除き、返還しない。

(研修登録医の辞退)

第11条 研修登録医は、研修登録医を辞退しようとするときは、辞退願(別紙様式第7号)により当該診療科長を経て、病院長に願い出なければならない。

(規則の遵守)

第12条 研修登録医は、群馬大学が定める諸規則を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第13条 研修登録医が前条の規定に違反し、又は研修登録医としてふさわしくない行為があったときは、病院長は研修登録医の受入れの許可を取り消すことができる。

(診療及び研究への参加等)

第14条 研修登録医は、当該診療科長の監督を受け、指導教員の指導の下に、病棟回診、症例検討会その他の研究会に参加することができる。

2 研修登録医は、当該診療科長の監督を受け、指導教員の実地指導の下に、自らが紹介した患者の診療に参加することができる。

3 研修登録医は、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門医学図書館長の許可を得て、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門医学図書館を利用することができる。

(診療報酬の帰属)

第15条 研修登録医が診療に参加することにより生じたすべての診療報酬は、本院に帰属する。

(損害賠償等)

第16条 研修登録医は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第17条 研修登録医の受入れに関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研修登録医の受入れに関し必要な事項は、病院長が定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(元号) 年 月 日

群馬大学医学部附属病院長 殿

氏 名 ㊦

性 別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日生

研修登録医受入れ許可申請書

下記のとおり貴院で研修したいので、研修登録医として受入れを許可くださるようお願いいたします。

なお、研修登録医として受入れを許可された上は、貴大学の研修登録医受入規程その他の諸規則を遵守し、指導教員の指示に従うことを誓約します。

記

1. 研修事項

2. 研修目的

3. 研修診療科

4. 研修期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

別紙様式第2号

履 歴 書			
ふりがな 氏 名		生年月日 性 別	年 月 日生 男 ・ 女
本 籍	都・道・府・県		写 真 (3cm×2.5cm)
現住所	〒 TEL ()		
緊急時の連絡先	TEL ()		
学 歴			
年 月 日	事 項		
職 歴			
年 月 日	事 項		
免 許 ・ 資 格 等			
年 月 日	事 項		
	医籍登録(第 号)		
賞 罰			
年 月 日	事 項		
上記のとおり相違ありません。			
(元号) 年 月 日 氏名 ㊟			

(元号) 年 月 日

群馬大学医学部附属病院長 殿

推薦者

職名

氏名

職印

推 薦 書

氏 名		生年月日 性 別	年 月 日生 (男・女)
推薦理由			
記載責任者	④		

備考：推薦者は、個人開業医・歯科医の場合は、所属医師会会長又は歯科医師会会長，勤務医の場合は所属長とする。

(元号) 年 月 日

群馬大学医学部附属病院長 殿

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

氏 名 ㊦

生年月日 年 月 日生

研修登録医受入れ期間更新申請書

下記のとおり受入れ期間の更新を許可くださるようお願いします。

記

1. 研修事項

2. 研修目的

3. 研修診療科

4. 更新期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

5. 更新を必要とする理由

(元号) 年 月 日

群馬大学医学部附属病院長 殿

登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日生

研修登録医辞退願

下記のとおり研修登録医を辞退したいので、許可くださるようお願いします。

記

1. 研修診療科
2. 辞退年月日 (元号) 年 月 日
3. 辞退する理由

備考：提出の際には、「研修登録医登録証」を添付してください。